

2020年1月31日

## 「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」への出資について

令和元年の台風15号および台風19号をはじめとした一連の豪雨・暴風により、関東・甲信越および東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生し、お亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに改めて心よりお見舞い申し上げます。

めぶきフィナンシャルグループの常陽銀行（頭取 笹島 律夫）と足利銀行（頭取 松下 正直）は、被災された事業者の皆さまにおける事業継続・復興を支援させていただくため、他の被災地地域金融機関とともに、「令和元年台風等被害広域復興投資事業組合」（以下、「本ファンド」）への出資を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

めぶきフィナンシャルグループ各社は、本ファンドを通じて、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が有する事業再建等の豊富なノウハウを活用し、被災地域の金融機関と連携することで、被災された事業者の皆さまを支援してまいります。

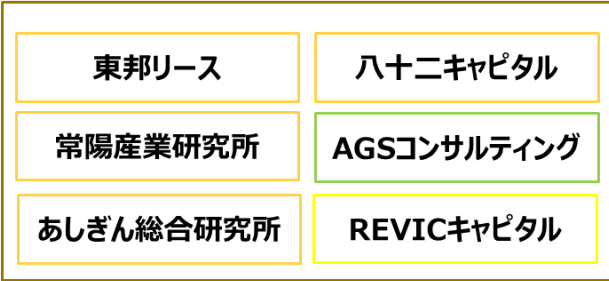
### 記

#### 【ファンド概要】（2020年1月31日現在）

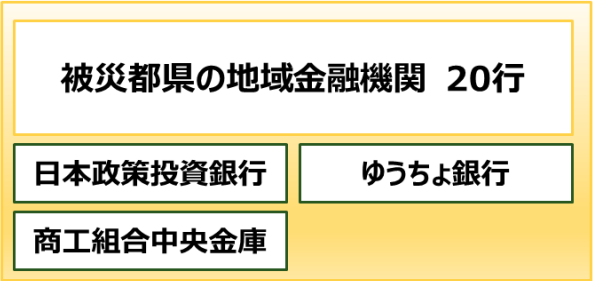
名 称	令和元年台風等被害広域復興支援投資事業組合
設立目的	令和元年の台風15号および19号をはじめとした一連の豪雨・暴風災害の被災地域全域 <sup>※1</sup> を対象として、被災された事業者 <sup>※2</sup> の皆さまの過剰債務の解消、費用資金の提供、人的支援を行う。 <sup>※1</sup> 災害救助法（昭和22年法律第118号、その後の改正を含む）の適用を決定した1都13県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県） <sup>※2</sup> <sup>※1</sup> の都県に本店または主要事業拠点を有する被災事業者および災害復興に資する事業を行う事業者等
設立時ファンド金額	3,175百万円
組合員構成	株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社筑波銀行、株式会社栃木銀行、株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社横浜銀行、株式会社第四銀行、株式会社北越銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社常陽産業研究所、株式会社あしぎん総合研究所、東邦リース株式会社、八十二キャピタル株式会社、株式会社AGSコンサルティング、REVICキャピタル株式会社
設立日	2020年1月31日
存続期間	10年間
業務運営者	株式会社常陽産業研究所、株式会社あしぎん総合研究所、東邦リース株式会社、八十二キャピタル株式会社、株式会社AGSコンサルティング、REVICキャピタル株式会社

【本ファンドのスキーム】

無限責任組合員



有限責任組合員



ファンド運営  
GP出資



LP出資



令和元年台風等被害広域復興支援ファンド

支援



被災都県の対象企業

以上